

# 令和6年度能登地域トキの餌生物生息状況調査業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本州でのトキの放鳥に向け、放鳥候補地にトキの生息に適した環境（エサ場、ねぐら、営巣林等）が十分な面積で確保され、自立的な個体群形成に必要な環境収容力があることを確認するため、能登地域の水田（畦畔含む）におけるトキの餌となる生物の生息状況を調査する。

本業務を行うにあたり、提案者の実施能力、提出された提案内容を総合的に判断することにより業務委託候補者を選定するためのプロポーザルを実施する。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名称：令和6年度能登地域トキの餌生物生息状況調査業務（以下、「本業務」という）
- (2) 業務内容：本業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）のとおり
- (3) 委託期間：契約の日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託見積限度額：金41,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

※本公募は、令和5年度3月補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続を行うものである。受託事業者の決定、予算の執行は、令和5年度3月補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になる可能性がある。また、令和6年能登半島地震の被災状況等を踏まえて慎重に検討する観点から、公募開始後であっても、諸般の事情により事業を中断あるいは中止とする可能性がある。

## 3 参加資格等

- (1) 本業務を遂行する上で、ふさわしい実績、企画力、実施体制、業務推進能力等を備えている単体企業で、以下に掲げる参加要件を全て満たしている者。
  - ①石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
  - ②本業務を実施するうえで、ふさわしい業務推進体制、ノウハウを備えていること。
  - ③国、地方公共団体又は公共的団体が発注した、本業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。
  - ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ⑤参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑥次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）

が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、参加申込書の提出日現在において未納がない者であること。

⑧本要領の公表日から契約締結の日までの期間に、石川県から指名停止の措置を受けている者でないこと。

(2) 次の事項に該当した者は、本業務について企画提案する資格を失う。

- ① 実施要領及び仕様書に定める条件や規定に従わない場合
- ② あらかじめ審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合
- ③ 公正な企画競争を妨げる恐れのある行為等を行い、又は、行おうとした場合

#### 4 スケジュール（予定）

| 内容             | 日程（案）          |
|----------------|----------------|
| 実施要領等の公表（公募開始） | 令和6年 3月 7日（木）  |
| 質問の提出期限        | 3月12日（火） 17時まで |
| プロポーザル参加申込期限   | 3月14日（木） 正午まで  |
| 企画提案書等の提出期限    | 3月21日（木） 正午まで  |
| 審査結果の通知        | 4月上旬           |

#### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある者は、本要領に定める質問票（様式1）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年3月12日（火） 17時まで

- (2) 提出方法 以下の宛先に電子メールにより提出。  
件名を「【質問票】令和6年度能登地域トキの餌生物生息状況調査業務」とすること。

【宛先】石川県生活環境部自然環境課 トキ共生推進室宛

メールアドレス <e170500@pref.ishikawa.lg.jp>

- (3) 質問に対する回答

電子メールの受信後、石川県自然環境課から受信確認のメールを送付する。後日、参加申込書を提出した者（以下「提案者」という。）全員に対し、回答のメールを送付する。なお、審査委員や審査基準に関する内容や、他の提案者に関する質問には回答しない。

## 6 参加申込書

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

- (1) 提出期限 令和6年3月14日（木） 正午まで  
(2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、書留郵便とし提出期限内に必着とする）  
(3) 提出場所 下記「16 担当課（提出先）」のとおり  
(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要（様式3）

※法人の概要が記載されたパンフレット等がある場合は、併せて添付すること。

ウ 業務実績（様式4）（過去に実施した本業務と類似の事業実績）

※パンフレット、実績報告書等がある場合は、併せて添付すること。

エ 「平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）」又は「石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）」に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、次の（ア）から（エ）の書類も提出すること。

（ア）登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。（写し可）

（イ）納税証明書

i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書

（納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。）

- ii 石川県内に事業所を有する者にあつては、石川県税に未納がないことを証する納税証明書
- (ウ) 財務諸表（直前決算の貸借対照表、損益計算書）
- (エ) 役員等名簿（様式5）

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：令和6年3月21日（木）正午（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送すること。（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限内に必着）

(3) 提出先：下記「16 担当課（提出先）」のとおり

(4) 提出物（いずれの書類もA4サイズを原則とする）

下記①を1部、下記②から⑦までの書類を10部（正本1部、副本9部）提出すること。

また、書類の提出とあわせて、正本・審査用副本をそれぞれPDFに変換の上、記録したCD-ROM1部も合わせて提出すること。

※内容によっては追加書類の提出を求めることがある。

※審査用副本として提出する下記②から⑦には、提案者が特定できるもの（提案者の社名、個人名、社名を暗示する文字や記号、符丁、装丁等）を一切記載しないこと。

① 企画提案書等の提出について（様式6）

② 企画提案書表紙（様式7）

③ 業務の実施体制（様式8）－責任者氏名および職務経歴、人員配置、実施体制等

④ 仕様書に定める業務について再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の金額を記載すること。（様式不問）

※なお、発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（イ）に限る。

(ア) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

(イ) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

(ウ) 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

⑤ 企画提案の内容、スケジュール（任意様式）

※業務内容、業務スケジュールなどが具体的に分かるように記載すること。

(ア) 業務内容に関する具体的な企画案

1) 総論

- ・別紙「仕様書」中の「業務の目的」をより効果的に達成できる企画案とすること。
- ・参考情報として、これまで請け負った国、地方公共団体又は公共的団体が発注した、本業務に技術上類似する業務実績について示すこと。

## 2) トキの餌生物生息状況調査の実施

- ・調査地区において、水田の属するカテゴリー（例：平坦地、山間地など）に応じて調査地点（ほ場）を設定し、現地調査を実施することとしており、調査にあたり、想定するカテゴリー設定を理由も含めて提案すること。

なお、カテゴリー設定にあたっては、能登地域におけるトキの餌となる生物の量（以下、「餌資源量」とする）を推計する上で効果的なカテゴリー設定であること、「トキ放鳥推進モデル地区」における取組内容（化学農薬・肥料の5割削減、江や水田魚道の設置、水張水田、冬期湛水、畦畔の機械除草）の効果を検証できるカテゴリー設定であることに留意すること。

- ・能登地域における餌資源量について推計することとしており、効果的な推計方法、「トキ放鳥推進モデル地区」における取組と餌資源量との相関に係る評価方法を理由も含めて提案すること。

### (イ) 業務スケジュール

- ・業務の進め方、スケジュールに関する考え方を明記すること。

### ⑥ 経費見積書（任意様式）

見積りは、積算根拠を明記し、仕様書に示した本業務の項目別の内訳を記載すること。

見積額は、消費税額及び地方消費税の額を含む金額を記載すること。

### ⑦ 業務実績（様式4）（過去に実施した本業務と類似の事業実績）

## (5) 企画提案書記載上の留意点

- ① 企画提案書は、本実施要領及び仕様書等に記載されている条件を踏まえて作成すること。
- ② 企画提案の内容、業務実施スケジュール、業務実施体制、経費の概算見積書については、仕様書に記載された業務ごとに記載すること。
- ③ 業務実施スケジュールについては、関係先との協議や調整、必要とされる許認可の手続き、調査の実施、実績報告書の作成など、業務の一連の流れが分かるように作成すること。
- ④ 企画提案書は、文字サイズ12ポイント以上の横書きとし、左上1点ホッチキス止めで作成すること。
- ⑤ 図表等を用いて、視覚的に理解しやすいようにすること。

## (6) その他留意事項

- ① 資料提出後の追加、訂正は認めない。
- ② 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ④ 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- ⑤ 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は全て提案者の負担とする。

## 8 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

## 9 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、事務局において書面にて実施する。（本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない）

### 10 審査基準

| 審査項目        | 配点  | 審査基準  |
|-------------|-----|---|
| 1. 業務内容の理解度 | 20  | ・ 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか<br>・ 石川県の要求する内容を満たしているか   |
| 2. 企画力      | 15  | ・ 提案された手法に十分な効果が見込まれるか  |
| 3. 業務遂行力    | 45  | ・ 業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか<br>・ 高度な専門性を有しているか<br>・ 業務実施スケジュールは妥当か<br>・ 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか |
| 4. 経費積算の妥当性 | 20  | ・ 見積書の内容や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容になっているか<br>・ 企画内容に見合った適切な経費となっているか   |
| 合計          | 100 |   |

#### 11 業務委託候補者の選定及び審査結果の通知

- (1) 参加者から提出された企画提案書等の審査にあたっては、審査委員会に諮り、提出された提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。
- (2) 審査内容については、公表しない。
- (3) 審査結果については、採用・不採用に関わらず文書により通知する。
- (4) 参加者は、選定結果について異議申し立てをすることができない。
- (5) 参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ① 提出期限に遅れた場合
  - ② 実施要領等の条件を満たさない場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - ④ 審査に影響を与えるような工作、又はその疑いのある行為をした場合
- (6) その他
  - ① 総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は委託候補者としがないことがある。
  - ② 提案者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託候補者とする。

## 12 契約の締結等

### (1) 仕様書の協議等

選定した委託候補者と石川県が協議し、委託契約に係る仕様、金額等の内容を確定した上で石川県財務規則に基づいて随意契約によって契約を締結する。なお、仕様書の内容は、石川県が提示した仕様書を基本とする。

### (2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を委託候補者から徴収し、決定する。なお、実施要領に示す委託見積限度額を超えないものとする。

### (3) その他

委託候補者と石川県の間で行う協議が双方の合意に至らない場合、又は委託候補者が受託を辞退した場合は、審査結果において評価が次点であった提案者を繰り上げて、その者と契約締結の協議を行う。

## 13 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することを妨げないものとする。

### (1) 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合

### (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合

### (3) 業務遂行の意思が認められない場合

### (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

## 14 その他の留意事項

### (1) 参加申込書の提出をもって、本要領の記載事項を承諾したものとみなす。

(2) 本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、実施要領に示す委託見積限度額の範囲でできる限りの企画提案をすること。また、本業務の委託候補者の選定に公募型プロポーザル方式を採用する点に鑑み、提案者の専門性を活かした企画や提案に努めること。

### (3) 提出書類の作成等にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権、所有権その他一切の権利は、県に帰属するものとする。

(5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

### (6) 参加者は、本公募において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(7) 期限までに企画提案書の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

### (8) 提出後の提案書の変更は認めない。また、提出物は返却しない。

- (9) 本プロポーザルの提案内容及び個人情報等は、本プロポーザルの審査のためにのみ使用し、提案者及び本人の承諾なしに第三者に提供しない。
- (10) 本公募の審査結果等について、事務局に問い合わせてはならない。

#### 15 業務の再委託

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

#### 16 担当課（提出先）

石川県生活環境部自然環境課トキ共生推進室（石川県行政庁舎7階）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1508

E-mail：e170500@pref.ishikawa.lg.jp

担当：山際